

ペイロール・カード口座に賃金支払を可能とする規制の緩和

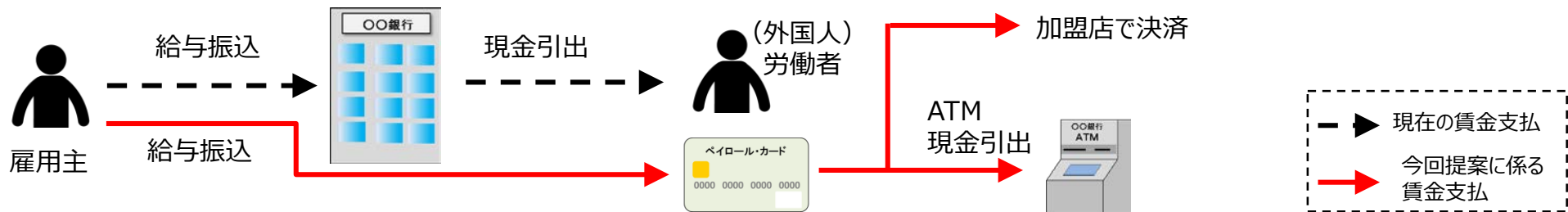
(事務局)
平成29年12月 8 日
特区WGヒア配布資料

課題

- 外国人は銀行口座の開設をすることが難しく、銀行振り込みに代替する賃金支払い手段への需要が高い。
 - 銀行口座を開設できないと、決済方法が制限され日常の経済活動に影響。
- ⇒ 外国人労働者が都内で生活する上で、不便が発生。

対応イメージ

ペイロール・カード口座に対する賃金支払を可能とする特例の創設



現状

●労働基準法 第二十四条、労働基準法施行規則 第七条の二

- 賃金の支払いについては通貨払いが原則(※)
例外)「銀行等の金融機関の預貯金への振込み」、「一定の要件を満たす証券口座への振込み」

(※) 通貨払いの原則…貨幣経済の支配する社会では最も有利な交換手段である通貨による賃金支払を義務づけ、これによって、価格が不明瞭で換価にも不便であり、弊害を招くおそれが多い実物給与を禁じたもの。

規制緩和

- ペイロール・カード口座への賃金支払を可能とするため、労働基準法における通貨払いの特例を創設する必要。